

# 特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会という。但し、英文では Japanese Society of Medical Oncology と表示する。略称をJSMOとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区信濃町35番地に置く

### (目的)

第3条 この法人はがんの患者やその家族及びそのがんの研究者等を対象として、がんの医療に関する国内外の情報の調査研究、普及啓発を行い、がんに対する診療技術の向上を促進・振興するとともに、関連団体との連絡、提携を図る事業を行い、もってがんに対する治療成績の向上を通して、公共の福祉に貢献することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) がんの医療に関する発表集会、シンポジウム、講演会等の事業
- (2) がんの医療に関する情報収集と情報提供の事業
- (3) がんの医療について活動する国内外の団体との連絡と提携事業
- (4) 国内外のがんの医療に関する研究を援助し、推進する事業
- (5) がんの薬物治療の専門家（がん薬物療法専門医）の養成に関する事業
- (6) がんの薬物治療の専門家（がん薬物療法専門医）の認定基準の策定、公表、認定に関する事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員及び功労会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 功労会員 この法人の正会員であったものでこの法人に対して特に貢献が著明であるとして理事会にて承認を受けたもの。
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会しようとする個人で、臨床腫瘍学を志し、大学の学部、短期大学などの在籍を証明できるもの。
- (4) 名誉会員 臨床腫瘍学に対して著しく貢献をなしたとして理事会が承認した個人あるいは団体。
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を援助する個人および団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名す

ることができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(抛出金品の不返還)**

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### **第3章 役員**

#### **(種別及び定数)**

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上、20人以内
  - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、1名を副理事長とする。

#### **(選任等)**

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### **(職務)**

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ必要により理事会を招集すること。

#### **(任期等)**

第16条 役員任期は2年とする。尚、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **(欠員補充)**

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### **(解任)**

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(報酬等)**

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第4章 総会**

#### **(総会の種別)**

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### **(総会の構成)**

第21条 総会は、正会員および功労会員をもって構成する。

#### **(総会の権能)**

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務および報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 会員の除名
- (10) 解散時における残余財産の帰属
- (11) その他、運営に関する重要事項

### **（総会の開催）**

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### **（総会の招集）**

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### **（総会の議長）**

第25条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

### **（総会の定足数）**

第26条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### **（総会の議決）**

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **(総会での表決権等)**

第28条 各社員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

### **(総会の議事録)**

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## **第5章 理事会**

### **(理事会の構成)**

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

### **(理事会の権能)**

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### **(理事会の開催)**

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 監事からの招集があったとき。

### **(理事会の招集)**

第33条 理事会は、理事長または監事が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### **(理事会の議長)**

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

### **(理事会の定足数)**

第35条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

### **(理事会の議決)**

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **(理事会の表決権等)**

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### **(理事会の議事録)**

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記

名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第39条 この法人に、社員の10%以内の人数の評議員を置く。

2 評議員は、社員の中から選出し、総会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員に関する本定款に定める以外の規定については別に定める。

### (評議員会)

第40条 評議員は評議員会を構成し、理事長の諮問に応じて、この法人の運営に関する事項を審議し、答申することができる。

## 第7章 資産

### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業とする。

### (資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 会計

### (会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従うものとする。

### (会計区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### (事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

#### **(事業計画及び予算)**

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### **(暫定予算)**

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(予備費)**

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### **(予算の追加及び更正)**

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### **(事業報告及び決算)**

第51条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### **(臨機の措置)**

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第9章 定款の変更、解散及び合併**

#### **(定款の変更)**

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### **(解散)**

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 社員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### **(残余財産の帰属)**

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決によって選定したものに譲渡するものとする。

#### **(合併)**

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第10章 公告の方法**

#### **(公告の方法)**

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## **第11章 事務局**

#### **(事務局の設置)**

第58条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

#### **(職員の任免)**

第59条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### **(組織及び運営)**

第60条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 雑 則

### (細則)

第 61 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、以下のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年1月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### 年 会 費

正会員	8,000円（個人のみ）
功労会員	0円（個人のみ）
学生会員	2,000円（個人のみ）
名誉会員	0円（個人又は団体とも同額）
賛助会員	200,000円（個人又は団体とも同額）

注)会費額が一部変更されております

現行:正会員 10,000円(個人のみ)

詳しくは、当会ホームページに掲載しております  
2007年11月20付お知らせをご覧ください。

### 別 表 設立当初の役員

理事長	西條長宏
副理事長	桑野信彦
理 事	上田龍三
同	高嶋成光
同	鶴尾 隆
同	直江知樹
同	新津洋司郎
同	原田実根
同	福岡正博
同	堀田知光
監 事	益田典幸
同	小澤雅之

## 附則

- 1 この定款は2011年1月20日より施行する。
- 2 この法人の2010年度の事業年度は、2010年度①2010年2月1日～2011年1月31日とし  
2010年度②2011年2月1日～2011年5月31日とする。2011年度は2011年6月1日～2012  
年5月31日とする。